

2013年度(第33回)四国ジュニアゴルフ選手権競技

平成25年度全国高等学校・中学校ゴルフ選手権大会 第57回個人の部四国予選

競技規定

主催：四国ゴルフ連盟
四国高等学校ゴルフ連盟
スポーツニッポン新聞社

SGU SHIKOKU GOLF UNION

期 日：7月25日(木)26日(金)
場 所：北条カントリー倶楽部
〒799-2417 愛媛県松山市オノ原乙76番地 TEL.089-996-0211

1. ゴルフ規則：日本ゴルフ協会ゴルフ規則および本競技ローカルルールを適用する。
2. 競技委員会の裁定：競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。
3. プレーの条件：7月25日(木) 第1ラウンド 18ホール・ストロークプレー
7月26日(金) 第2ラウンド 18ホール・ストロークプレー
※本競技は“18ホール終了”をもって成立とし、2日間で36ホールを終了できなかった場合は競技を短縮する。
4. タイの決定：36ホールを終わり1位がタイの場合は、即日委員会の指定するホールにおいてホールバイホールのプレーオフを行い優勝者を決定する。なお、3名以上でプレーオフが行われる場合、優勝者以外の競技者は2位タイとする。
5. 使用球の規格：『公認球リストの条件・ゴルフ規則付I(c)1b』を適用する。
6. 使用クラブの規格：『適合ドライバーヘッドリストの条件・ゴルフ規則付I(c)1a』を適用する。
7. 移動：別途、競技の条件において定める。
8. キャディー：正規のラウンド中、競技者が委員会によって指定された者以外をキャディーとして使用することを禁止する。この条件の違反の罰は『ゴルフ規則付I(c)3』を適用する。
9. 競技終了時点：本選手権競技は、競技委員長の成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。
10. 参加資格：
 - (1) 四国ジュニアゴルフ選手権競技
四国在住のJGAジュニア会員に次の参加資格を付与する。
 - ①男子15歳～17歳の部
平成7年(1994年)4月2日より平成10年(1998年)4月1日の間に誕生した者
 - ②男子12歳～14歳の部
平成10年(1998年)4月2日より平成13年(2001年)4月1日の間に誕生した者
 - ③女子15歳～17歳の部
平成7年(1994年)4月2日より平成10年(1998年)4月1日の間に誕生した者
 - ④女子12歳～14歳の部
平成10年(1998年)4月2日より平成13年(2001年)4月1日の間に誕生した者
 - ⑤SGU特別承認者注：競技委員会は競技中を含めいつでも、出場に相応しくないと判断した競技者の参加資格を取り消すことができる。
 - (2) 全国高等学校・中学校ゴルフ選手権大会 個人の部四国予選
参加校・参加者の資格は、四国高等学校ゴルフ連盟に加盟した生徒に限ることとし詳細については、全国高等学校ゴルフ連盟大会参加規定に順ずる。
11. 表彰：
 - (1) 四国ジュニアゴルフ選手権競技
 - ①男子15歳～17歳の部
優勝者には賞状と楯及びレプリカ、2位以下5位タイまでには賞状と楯を贈る
 - ②男子12歳～14歳の部・女子15歳～17歳の部・女子12歳～14歳の部
優勝、2位、3位タイまでに賞状と楯を贈る

(2) 全国高等学校・中学校ゴルフ選手権大会 個人の部四国予選

①高校男子の部

優勝者には賞状とカップ、2位以下5位タイまでには賞状を贈る

②高校女子の部

優勝者には賞状とカップ、2位以下5位タイまでには賞状を贈る

③中学の部 男女

優勝、2位、3位タイまでに賞状を贈る

12. 参加申込：参加希望者は、参加料を添えて現金書留で直接、四国ゴルフ連盟まで申し込むこと。
注1：高等学校ゴルフ連盟加盟校の生徒は、必ず学校を通して申し込むこと。
注2：高等学校ゴルフ連盟個人加盟の生徒は、直接四国ゴルフ連盟まで申し込むこと。
注3：上記以外のJGAジュニア会員は、直接四国ゴルフ連盟まで申し込むこと。

申込み先：〒790-0921 愛媛県松山市福音寺町 55-1

四国ゴルフ連盟 事務局

TEL089-990-3260

13. 申込締切日：7月2日(火) 午後5時までにSGU事務局へ必着のこと。

締切後の申込みは理由の如何を問わず受理しない。

14. 参加料：5,000円

注1：申込締切後に参加を取り消した場合、参加料は返金しない。

(参加資格を喪失し出場できなかった場合も含む)

注2：締切前に参加を取り消した場合、参加料は返金するが、その際にかかる手数料(銀行振込手数料等)は申込者の負担とする。

15. 個人情報に関する同意内容：参加希望者は、参加申込みに際し、「四国ジュニアゴルフ選手権競技参加申込書」により、四国ゴルフ連盟が取得する参加申込者の個人情報を次の目的の範囲内で他に提供(公表)することについて、予め同意することを要する。

(1) 四国ジュニアゴルフ選手権競技の参加資格の審査。

(2) 本競技の開催および運営に関する業務。これには、参加者に対する競技関係書類の発送や関係機関(報道関係者を含む)に対する参加者の氏名、生年月日、所属、その他選手紹介情報ならびに選手権の競技結果の公表を含む。

(3) この申込書による参加者の個人情報と、本競技における競技結果の記録の保存、ならびに本競技終了後において必要に応じ、そのうち参加申込書に記載の公表事項の適宜の方法による公表。

16. 肖像権に関する同意内容：参加希望者は、参加申込みに際し、本選手権競技に関して、報道、広報のため、あるいは四国ゴルフ連盟の目的に反しない範囲で利用するために、写真・その他の各種記録媒体による収録物、複製物あるいは編集物にかかる競技者の肖像権を四国ゴルフ連盟に譲渡することを、予め承諾することを要する。

17. 練習日：土曜、日曜、祝日を除き開催コースの指定する日とし競技会の当日及び前2回に限り会員並み扱いとする。

但し、連盟にエントリーを済ませた者に限ることとし、予約は必ず所属倶楽部を通して申し込むこと。

付記：(1) 本競技上位者には、第19回日本ジュニアゴルフ選手権競技(8月21日～23日埼玉県霞ヶ関カンツリー倶楽部)への参加資格を付与する。順位にタイが生じた場合は、最終ラウンドのスコアを比較し成績のよい競技者を上位とする。なおかつタイが生じた場合は、No.10～No.18を対象としたマッチングスコアカード方式で決定し、それでも決まらない場合は、No.17からのカウントバックとする。なおNo.17からのカウントバックでも決定しない場合は、「委員会によるくじ引き」で決定する。

出場人数は、各地区予選参加人数に応じて配分され、大会前日までに公表する。

また、全国高等学校・中学校ゴルフ選手権大会の代表選手選考についても、順位にタイが生じた場合は、上記日本ジュニアと同様の選考方法とする。

(2) シード権の付与

①本競技「男子15歳～17歳の部」優勝者、2位(タイ)までの者及び「男子12歳～14歳の部」優勝者には次年度四国アマチュアゴルフ選手権競技への出場資格を付与する。

②本競技「女子15歳～17歳の部」優勝者、2位(タイ)までの者及び「女子12歳～14歳の部」優勝者、2位(タイ)までの者には次年度四国女子アマチュアゴルフ選手権競技への出場資格を付与する。

注：上記参加資格の付与にあたっては、それぞれの競技に必要な他の参加資格を満たすことを条件とする。